

畠山武道(北大法学部教授)二「河川管理と住民参加手続き」

河川管理は住民自治そのもの

んできました。しかし、川は、ひとたび大雨が降れは、川をいろいろな形で利用し、日常生活を営日常生活と切り離せない関係にあります。われわ日は、歴史的、文化的、経済的に、われわれのを考えたいと思います。

そうはいっても、大規模な治水工事は、公権力で管理するのが当たり前であったわけです。しかし、ですから、川は生活の一部であり、自分たちで

て生活してきたわけです。

れの祖先は、その両方を知りつくして川と折り合っもたらす恩恵と被害は表裏の関係にあり、われわると大きな被害ももたらします。要するに、川が

うことだと思います。ことを、国や自治体に委託し、やってもらうとい

アメリカでは、住民が治水費用を負担

たほど、ミシシッピー川の洪水の話がでてきまります。 や、不必要なものをさけ、できるだけ少ない できた、という例が多数あります。堤防や排水施 できた、という例が多数あります。堤防や排水施 できた、という例が多数あります。堤防や排水施 できた、という例が多数あります。堤防や排水施 できた、という例が多数あります。堤防や排水施 できた、という例が多数あります。堤防や排水施 のや、不必要なものをさけ、できるだけ少ない できた、不必要なものをさけ、できるだけ少ない がで、不必要なものをさけ、できるだけ少ない を住民が負担するわけですから、極端に大きな できた、不必要なものをさけ、できるだけ少ない できるだけ少ない できるだけ少ない できるだけ少ない できるだけ少ない できるだけ少ない できるだけ少ない

建設省「見直し報告書」の中身

日本の治水工事は、最初から国家が前面に乗りたし、大規模なものを作ります。①中央集権的河川管理と意思決定、②土木技術・土木事業に片寄った治水対策、③あなたまかせ、住民不参加などが、日本の河川管理と意思決定、②土木技術・土木事業に片寄ったし、大規模なものを作ります。①中央集権的河に乗りの場がに関係している。

民に十分知らせないまま、建設省や公団が一方的大規模公共事業が「事業の目的や内容、それにの大規模公共事業が「事業の目的や内容、それにの大規模公共事業が「事業の目的や内容、それにの批判が高まってきたために、建設省は、一九民の批判が高まってきたために、建設省は、一九民の批判が高まってきたために、建設省は、一九民の批判が高まってきたために、建設省というがある。

なければできません。そこで、自分達のできない

ついて、全国のトップを切ってゴーサインが出さ平取両ダムが対象になっています。二風谷ダムに成されたもので、北海道では、沙流川の二風谷・住民等への開かれた手続きの確保の観点から問題において一層の透明性、客観性を確保し」「地域に決定しているのではないか」という指摘を踏まに決定しているのではないか」という指摘を踏ま

れたことはご承知のとおりです。

施するものとしています。
報告書は、さらに、事業箇所が都市計画区域か 報告書は、さらに、事業箇所が都市計画には これを積極的に都市施設として都市計画に位は、これを積極的に都市施設として都市計画に位は、これを積極的に都市施設として都市計画に位は、これを積極的に都市施設として都市計画に位 など)とが適当でないと判断される場合(ダム、堰など)とが適当でないと判断される場合等、都市計画区域か 報告書は、さらに、事業箇所が都市計画区域か

河川法の工事実施手続 都市計画法は、都市計画地方審議会への の募集、計画案の公告、都市計画地方審議会への が整っているようにみえます。しかし、これがく が整っているようにみえます。しかし、これがく が整っているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみえます。しかし、これがく がをっているようにみるます。 と、民主的な住民参加手続き と、民主のな住民参加手続き

お話しておきます。 その前に、今の河川法による工事実施の手順を

ち、基本高水、河道、洪水調整ダムとの配分、主施の基本となるべき計画に関する事項」、すなわ川審議会に諮問しますが、ここで「河川工事の実画を作ります。基本計画を作るにあたっては、河画を作ります。基本計画を作るにあたっては、河まず、建設省が基本方針を作り、さらに基本計

ひとつひとつ議論している暇はありません。し、河川審議会は、年三・四回しか開催されませし、河川審議会は、年三・四回しか開催されませい。しかも多数の案件が一括して諮られるために、ひとつひとつ議論している暇はありません。ここでは、ごく基本的なものですが、実は、ここでとれば、ごく基本的なものですが、実は、ここでとれば、ごく基本的なものですが、実は、ここでは、

工事実施基本計画が決まると、後は調査をしなどで全く眼中にありません。そして計画がほびと、タイミングを計らって大蔵省に予算を申請したりするだけで、(地権者をのぞき)地元住民したりするだけで、(地権者をのぞき)地元住民したりするだけで、(地権者をのぞき)地元住民したりするだけで、(地権者をのぞき)地元住民したりするだけで、(地権者をのぞき)地元住民したりすると、アセスメントが必要な場合にはアセスメントをして、それを住民にみせます。しかし、スメントをして、それを住民に急見を聞いて計画を修正しているために、住民に意見を聞いて計画を修正しているために、住民に意見を聞いて計画を修正しているために、住民に意見を聞いて計画を修正しているために、住民に意見を聞いて計画を修正しているために、住民に意見を聞いて計画を修正する余地などないわけです。

計画法の手続きを使おうということです。ば住民の意見を聞こうということで、そこに都市計画から具体的な実施計画を作る段階で、できれまずいというのが、今回の報告書の考えで、基本の住民参加の機会なわけです。しかし、これでは要するに、東京で開催される河川審議会が唯一

都市計画は積上げ方式が原則

引きや用途地域の線引きをみると、まず市町村がもっとも重要な市街化区域と市街化調整区域の線整備などをおこなおうとするものです。たとえば、画に従って土地の利用を規制したり、都市施設の衝地開発事業の三つについて計画を定め、その計街地開発事業の三つに知用、都市施設の整備、市

けるということはありません。

けるということはありません。

で、頭越しに道が市町村に計画を押し付まるだけで、頭越しに道が市町村の原案が道庁にませる。市町村が地権者の意向を無視して計画を作るまが尊重され、いろいろの意向を無視して計画を作るす。市町村が地権者の意向を無視して計画を作るす。市町村が地権者の意向を無視して計画を作るするだけで、頭越しに道が市町が開発を作ります。ここでは最大限に地権者の意向

うことになります。 文句をいうのは、一部の不満をもっている人といへの説明がなされ、地権者の同意もとられます。すが)、ともかく市町村の段階で、地権者や住民本当に民主的といえるかどうかには疑問がありましたがって、現状では、(日本的なやり方で、したがって、現状では、(日本的なやり方で、

しかし、これは土地利用に関する線引きの場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわく施設の建設の場合であって、道路建設やめいわくには、これに、

今回の放水路計画は、国の決定した計画ですか今回の放水路計画は、国の決定した計画を読むに、道に踏み絵を迫るものといってよいでしょう。しかし、この場合にも、道は、従来の慣例から。しかし、この場合にも、道は、従来の慣例から、道は同意していません。都市計画手続きにのら、道は同意していません。都市計画手続きにのら、道は同意していません。都市計画手続きにのら、道は同意していません。都市計画手続きにのら、道は同意していません。都市計画手続きにのら、道は同意していません。

公共事業と都市計画法

放水路は都市計画法にいう「都市施設」に当ためます。しかし、都市施設は、「都市計画法五三条で場所などを決定し、「都市計画業として推は使いません。これらの事業を都市計画の中に組は使いません。これらの事業を都市計画の中に組はするかどうかは、工事実施者の自由です。大部分の公共事業は、都市計画法は使いません。都市計画法を使っても、手間ばかりかかって、何のメリットもないからです。国の事業は知事の開発許可が不要とされていますので(都市計画は本語画法の問題もないわけです。

何もないのです。を都市計画法で推進しなければならない理由は、そこで、これまでの慣例に従えば、放水路建設

を使うと言い出したのでしょうか。業を進めてきたのに、なぜ、わざわざ都市計画法では、いままで都市計画法など無視して公共事都市計画法は強制収用のために使われてきた

にのみ、例外的に都市計画法が使われると書かれば自動的に収用権が賦与され(法七○条一項)、 大幅に土地収用法の手続きが省略できることにあります。都市計画事業として認定されると、国はります。都市計画事業として認定されると、国はかっでも北海道土地収用委員会に土地収用の裁決を申請できることになります。都市計画事業として実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、都市計画事業にして実施する最大のメリットは、本地等の表示を表示しています。

将後間 - 都市計画は国の機関委任事務で、知事はその下で、新市計画は国の機関委任事務で、知事はその下で

大律上、都市計画権限は国の権限で、知事は国の権限で、知事は下部機関として、国の指示に従う義務があるのです。は、建設大臣が指示権を発動することができます。は、建設大臣が指示権を発動することができます。は、建設大臣が指示権を発動することができます。は、建設大臣が指示権を発動することができます。に、国と知事は上下関係に立ち、知事は下部機関として、国の指示に従う義務があるのです。という伝家の宝刀まで準備されています(法律上、国と知事は上下関係に立ち、知事は下部法律上、国と知事は上下関係に立ち、知事は下部法律上、都市計画権限は国の権限で、知事は国力になります。

アセスメントも道の責任に

六日都市計発三四号・建設省都市局長から都道府業を実施する者(国・開発局)は、アセスメントメントをすることになり、都市計画に適合して事(すなわち知事)が都市計画を定める際にアセス(すなわち知事)が都市計画を定める際にアセスのよった施設になると、都市計画決定権者要綱によるものです)。しかし、これが都市計画を設施する義務があります(ただし法律ではなく、八四年る義務があります(ただし法律ではなく、八四年の政策等があります(ただし法律ではなく、八四年の政策等があります。

計画に消極的な知事に押し付けるもので、本末転ります。これまた国の事業のしりぬぐいを放水路す。実際には、開発局がアセスメントの原案を作す。実際には、開発局がアセスメントの原案を作除され、左団扇(うちわ)ということになるので除され、左団扇(うちわ)ということになるのでなるとになりますが、法的な景に対事がおこなアセスメントは都市計画決定の際に知事がおこなアセスメントは都市計画決定の際に知事がおこな原知事あて通知)。つまり、放水路建設に必要な

都市計画法の公聴会は形骸化

倒の話です。

都市計画法は、①公聴会の開催等、②都市計画です。
を作成しようとするときに、広く住民一般の意見を聞くための制度であり、②は計画案が細部までつまり、それを都市計画地方審議会に諮問して決定する前の段階で、一般住民や利害関係人ので決定する前の段階で、一般住民や利害関係人の意見を聞くための制度です。

明会の開催、説明書の配布等でもよいのです。公聴会は、都道府県知事が「必要があると認める公聴会は、都道府県知事が「必要があると認める公聴会は、都道府県知事が「必要があると認める公聴会は、都道府県知事が「必要があると認めるとき」(同法一六条一項)に開催すればよいことを、行政実例では、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を定める場合に限られています。しかも、この場合にも、知事は「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」を講覧した。

ません。また、公述された意見の取扱いについて人が意見を述べるだけで、行政に対して質問でき公聴会も形式的なものです。公聴会では、公述

しょうから、詳しくは述べません。すぎません。このことは、皆さんがよくご承知で言いっぱなし、聞きっぱなしの形骸化した儀式にのように反映されるのかも不明確です。要するに、規定がなく、そこでの意見が、計画案の作成にど

をいち早く行うべきです。 真剣に住民参加を考えているのであれば、都市計 信用することはできないのです。もし、建設省が、 を図る」(報告書)などといわれても、とうてい うした建設省の尊大な態度を改めないかぎり、に が住民の意見反映手段といえるのでしょうか。こ と答えています。説明会の開催、説明書の配布等 問答都市計画法の運用(第二次改訂版)二五六頁 ねて行うこともさしつかえないであろう」(逐条 開催のほか、説明会の開催、説明書の配布等を重 あるかという都道府県からの問いに、「公聴会の わかに「住民の意見を計画に反映させるよう徹底 せるために必要な措置」としてどのようなものが うか。建設省の解説書は、「住民の意見を反映さ きには、別の住民参加手続をとつて良いのでしょ では、道は、公聴会だけでは不十分と感じたと 河川法の改正を実施し、政令、 通達の改正

の仕組みを改めることも必要です。 また、都市計画法では、公聴会は「都市計画の なみいれて原案を大きく変更することは予定され で開催されることはなく、原案がほぼ完成し、そ で開催されることはなく、原案がほぼ完成し、そ で開催されることはなく、原案がほぼ完成し、そ で開催されるとき」に開催することになっていま なみいれて原案を大きく変更することになっていま で開催されるのが普通です。 で開催することになっていま で開催することになっていま

意見書の提出は有効か

です。

です。

の政権での手直しを想定していないの能性は、まずありません。また、都市計画法は、難です。ですから、何をいっても計画が変わる可難です。ですから、何をいっても計画が変わる可能性は、まずありません。また、都市計画家は詳に対するもので、この段階になると、計画案は詳に対するもので、この段階になると、計画案は詳に対するもので、この段階になると、計画案のともそもこの段階での手直しを想定していないの生民参加手続きが、都市計画案のです。

おいにあります。
は、このに意見書の期間提出が二週間と極端に短くでは、意見書の取扱も、意見書がそのまま都によって関連がないと判断で成の課程で、事務局によって関連がないと判断をません。道のこれまでの慣例によれば、要旨の事務局の作成した要旨が審議会に提出されるにす事務局の作成した要旨が審議会に提出されるにする。

議論するのは到底不可能で、結局、国の計画を追議論するのは到底不可能で、結局、国の計画を追す。都市計画地方審議会のメンバーも工学部や土性されています。審議会の実態をまったく無視した形式・関係者が圧倒的で、住民代表、環境専門家、河川工学の専門家はいません。放水路のような複雑、地域への効果などは最初から審議の対象外をされています。審議会の実態をまったく無視した形式・関係者が圧倒的で、住民代表、環境専門家、河川工学の専門家はいません。放水路のような複雑、地域への効果などは最初から審議の対象外をされていますが(報告書は都市計画地方審議会を「第三人の意見反映システム」と位置づけ、その活用を書頭がほどが表示。

まとめにかえて

気を見せれば、すこしは事態が変わってくるでしょ気を見せれば、すこしは事態が変わってくるでしょとしている都市計画法の仕組みを説明しました。としている都市計画法のが、住民参加の必要性をみとめ、公共事業は民民の意見を反映させようとすることは、悪いたきく改めること、さらに形骸化した都市計画法の運用を、通達などの改正によって大幅に改善することが先決です。こうして本気で建設省が他しました。としている都市計画法のとは、表に住民参加の必要性をみとめ、公共事業建設省が、住民参加の必要性をみとめ、公共事業建設省が、住民参加の必要性をみとめ、公共事業は長い、河川法の仕組み、建設省が推し進めよう以上、河川法の仕組み、建設省が推し進めよう

報告を終わらせていただきます。 以上、細かい話で申し訳ありませんでしたが、

は参照ください。
六年九月)の中で述べました。興味をおもちの方六年九月)の中で述べました。興味をおもちの方川放水路計画の問題点(第二次報告書」(一九九日本自然保護協会・千歳川問題専門委員会「千歳・本報告とほぼ同じ趣旨のことを、多少詳しく、

